争議行為の予告通知の公表

国鉄水戸動力車労働組合 石井 真一 執行委員長から、平成29年9月11日、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項及び労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成29年9月21日

茨城県知事 橋本 昌

1 事 件

常磐線全線開通の中止と社員および鉄道利用者の放射線被曝防止を求めた労働条件確立に関する事項

2 争議行為の日時

平成29年9月22日(金)午前0時以降、本件完全解決に至るまでの期間

3 争議行為の場所

JR 東日本が、茨城、千葉、栃木、福島各県および、東京都内で経営する旅客輸送業務に関する全職場。

4 争議行為の概要

前期第3項の場所における同盟罷業を含む各種の争議行為および、使用者側のロックアウトなどの妨害排除のための対抗行為を、その条件に応じて単独または併用して実施する。